

## 自動販売機等の電気料及びその支払に関する協定書

上尾市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、公有財産賃貸借契約第8条に伴う電気料の支払いに関し、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的物 清涼飲料水の自動販売機
2. 協定期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 設置場所
  - 所在地 上尾市大字領家371番地1
  - 財産名称 上尾市立養護老人ホーム恵和園
  - 貸付箇所 1階食堂前
  - 貸付面積 1.5平方メートル
  - 台数 1台

### 4. 電気料

乙は、毎月の電気使用量に応じた実費相当額を甲に支払うものとし、次のとおりとする。

実費相当額	電気使用量に33円／1Kw h（単価）を乗じた額
-------	--------------------------

ただし、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由により、甲乙いずれか一方が実費相当額を不相当と認めた場合、甲乙協議の上、改定することができる。

### 5. 電気料の支払方法

- (1)甲は、各自動販売機等に設置されたメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、乙の実費負担分として毎月の電気使用量に前述4の単価を乗じた額を、乙に請求するものとする。
- (2)電気料については毎月払いとする。
- (3)乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する納付期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

### 6. その他の

本協定に定める以外の問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれその1通を保有する。

令和8年3月 日

上尾市本町三丁目1番1号  
甲 上尾市  
上尾市長 畠山 稔